

1 計画策定にあたり

全国の児童相談所による児童虐待の相談対応件数は増加の一途(令和2年度20万件超え～5年前比で約2倍増)を辿り、虐待による児童の死亡事件など相次いで発生したことから、国は児童相談所に体制強化を求めるとともに、中核市に児童相談所設置促進の動きを見せています。

こうした状況を踏まえ、大分市では、令和元年7月に有識者による「大分市児童相談所設置検討委員会」を設け、9回にわたる議論を経て、令和2年3月に「大分市における児童相談所設置に関する提言書」がまとめられました。

【提言要旨】

○児童虐待をはじめとした子どもの問題に真摯に向き合い、「攻める姿勢で子どもを守る」ため、児童相談所を設置することが望ましい。

○児童相談所の設置は、未来を担う子どもへの先行投資と捉えることが望ましい。

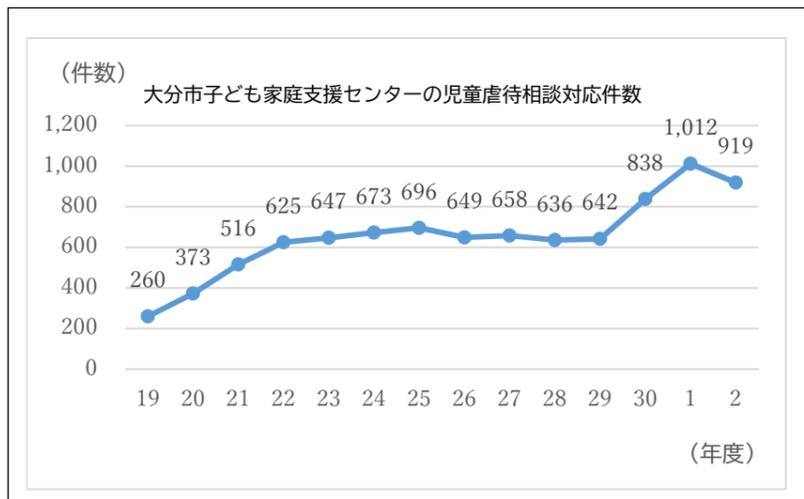
○増加傾向を示す児童虐待に対して、子どもの権利を擁護するため、大分市は主体的な取組を着実に進めるべきである。

頂いた提言書を踏まえ、さらに議論を深め、「大分市児童虐待防止対策基本計画」を策定するため、「大分市児童虐待防止対策を強化するための基本計画策定委員会」を令和2年5月に設置し、検討を重ね、令和4年3月に同基本計画がまとめられました。

この基本計画は、提言書にまとめられた内容を踏まえ、本市が児童相談所を設置することや子ども家庭支援センターの在り方を検証することにより、児童虐待防止の取組強化を進めるための方向性を示すものです。

2 本市の現状と課題

本市における児童虐待防止の取組に関しては、中央、東部、西部の3か所に配置した「子ども家庭支援センター」が大分県中央児童相談所と緊密な連携を図り、児童虐待の早期発見、早期対応、未然防止に努めてきました。令和2年度における本市の児童虐待相談対応件数は、919件となっており、その内容も、ネグレクト・心理的虐待など多様化、複雑化している状況で、児童虐待防止対策の強化は喫緊の課題となっています。



3 計画の構成

第1章 「児童相談所設置計画」編

- 1 児童相談所設置の背景と必要性
- 2 児童相談所設置の基本方針
- 3 児童相談所と一時保護所の在り方
- 4 児童相談所設置に向けて

第2章 「子ども家庭支援センターの在り方」編

- 1 子ども家庭支援センターの体制
- 2 子ども家庭支援センターの方向性

第1章 「児童相談所設置計画」編

☆児童虐待防止対策を強化するために児童相談所を設置する必要性

「大分市における児童相談所設置に関する提言書」に整理された必要性の要旨

- ①全国の児童虐待相談対応件数の増加に伴う、国の中核市への児童相談所設置促進に向けた動きの加速化
- ②児童虐待にかかる問題について、県の対応に加え、県都である本市が主体的な取組を行う必要性
- ③ネグレクト・心理的虐待など複雑化・多様化する子どもに関する相談に対応できる「専門性の高い体制」や「総合的な支援体制」の確立の必要性
- ④虐待以外の深刻化する子どもが抱える問題に対して、早い段階での対応と思春期・青年期、親になる準備期から周産期・子育て期までの「切れ目のない支援」への積極的な取組み

☆児童相談所設置の効果

- ①総合的・継続的支援の確立
- ②児童虐待への迅速な対応と機動力の向上
- ③状況に応じた最適な支援の提供
- ④市民サービスの充実
- ⑤寄り添い型支援の経験・ノウハウの活用
- ⑥職員のスキルアップ

☆児童相談所設置の基本方針 ～すべての子どもを守るために攻める姿勢で～

- ①子どもの最善の利益を最優先した支援の実施
- ②関係機関と連携した迅速な対応と切れ目のない支援の実施
- ③基礎自治体・中核市の資源とノウハウを活かした支援体制の確立

☆設置にあたっての課題

- ①人材確保・人材育成 …専門職の確保は容易ではなく、また配置する職員には高度なスキルと高い意識が求められる。
- ②財源の確保 ………児童相談所の施設整備を行い、安定的・継続的に運営するためには、必要な財源を確保する必要がある。
- ③ノウハウの継承 ………組織としての対応力、判断力、実行力などの力量とノウハウを培う必要がある。
さらに、虐待対応以外の多様な業務(療育手帳の判定や交付、里親養育包括支援等)について、県からの業務引継ぎ・支援を受ける必要がある。
- ④役割分担・連携 ………県とはケース移管や事務引継ぎで情報共有し、緊密な連携を行うための仕組みを構築する必要がある。また、庁内では基礎自治体として有する豊富な情報を、児童相談所業務に有効に活用するための体制を作り、必要な情報を整理・一元化する必要がある。

児童相談所は、子どもの権利を守る最後の砦であり、開設当初から相談援助活動をきめ細かく行うためには、「国の財源確保」「県の協力」「本市の職員スキルの向上」などの課題の解決を図りながら、手順を踏んで準備を進める必要がある。

第2章 「子ども家庭支援センターの在り方」編

☆子ども家庭支援センターの方向性(2つの方向性)

「大分市における児童相談所設置に関する提言書」には、本市「子ども家庭支援センター」が広く市民に浸透している現状を踏まえ、「子ども家庭支援センター」の存続を前提とした2つの方向性をまとめており、本基本計画においても、こうしたことを踏まえ、提言書に沿って大きく2つの方向性を示すものである。

方向性1 子ども家庭支援センターを残し、体制を見直す方向性

方向性2 子ども家庭総合支援拠点としての機能を児童相談所内に包含する方向性

☆子ども家庭支援センターの機能強化

- ①子育て短期支援事業を通じた里親との関係性の構築
- ②非行相談の対応
- ③24時間365日対応可能な体制づくり
- ④医師・弁護士の配置